

一市民税・県民税寄附金税額控除の申告の仕方一

市民税・県民税において寄附金税額控除を受ける場合には、寄附先や寄附金額、受領年月日等を証明できる書類を添付の上、市町村長へ申告する必要があります。申告は次の①～③のいずれかの方法で行ってください。なお、確定申告書の種類や税制改正等により様式が図と異なる場合がありますのでご注意ください。

- ① 確定申告書を税務署へ提出される方は、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」（図1太枠部分参照）の各項目に、該当する寄附金額を記入することにより市町村長へ申告することができます。

<図1>

○住民税に関する事項

| | | | | | |
|---|--------------------|----|------------------|-----------------------|---------|
| 16歳未満の扶養親族 | 扶養親族の氏名 | 続柄 | 生年月日 | 別居の場合の住所 | |
| | | | 平 . . | | |
| | | | 平 . . | | |
| 給与・公的年金等に係る所得以外（平成24年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択 | | | | <input type="radio"/> | 給与から差引き |
| | | | | <input type="radio"/> | 自分で納付 |
| 配当に関する住民税の特例 | | | | | 円 |
| 非居住者の特例 | | | | | |
| 配当割額控除額 | | | | | |
| 寄附金税額控除 | 都道府県、市区町村分 | 円 | 条 指 定 分 | 都道府県 | 円 |
| | 住所地の共同募金会 日赤支部分 | | | 市区町村 | |
| 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所 | | 氏名 | | 住所 | |

※ 実際の様式は太枠ではありません。

※ 該当箇所に記入が無い場合は、市民税・県民税額に寄附金税額控除を適用することができません。

- ② 市民税・県民税申告書を豊橋市役所市民税課へ提出される方は、申告書裏面の「14 寄附金に関する事項」（図2参照）に、該当する寄附先の寄附金額を記入してください。

<図2>

14 寄附金に関する事項

| | | | |
|--------------------------|-----|-----|---|
| 寄附先の所在地・名称 | | 寄附金 | 円 |
| 都道府県、市区町村分 | | | 円 |
| 愛知県共同募金会 日本赤十字社愛知県支部分 | | | |
| 条例指定分 | 豊橋市 | | |
| | 愛知県 | | |
| 所得税寄附金控除額 | | | |

※ 該当箇所に記入が無い場合は、市民税・県民税額に寄附金税額控除を適用することができません。

- ③ 確定申告書・市の申告書のどちらも提出されない方は、寄附金税額控除申告書に、該当する寄附先と寄附金額を記入の上、豊橋市役所市民税課へ提出してください。

□市民税・県民税申告書と寄附金税額控除申告書はHPからダウンロードできます。豊橋市役所市民税課にも置いてありますので、郵送等ご希望される方は豊橋市役所市民税課（電話番号：0532-51-2206）までお問合せ下さい。